

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし

- 1 管理監督職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要により平日深夜に勤務した場合、新たに管理職員特別勤務手当を支給することとします。
- 2 職員が配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しないこととします。
- 3 育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の規定により任期を定めて採用された職員を加えます。
- 4 地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表事項に職員の休業の状況を加えます。
- 5 この条例は、平成27年4月1日から施行します。